

公益財団法人西成労働福祉センター
女性活躍推進行動計画

女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行い、女性活躍を支援することを目的として、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和11年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：女性が働きやすい環境づくりに配慮し、早出勤務の除外（母性保護・育児）
ルールの作成を行う。

<対策>

- 新規採用募集時に、女性保護、子育てに関連する休暇等の制度の周知を図る。
- 早出勤務が母性保護、子育てにおいて負担とならないよう、課題の抽出、課題解決のためのルールづくりを行う。

目標2：女性会議を定例開催（年3回）し、女性職員間で課題の洗い出しと解決に向けた検討を行う。必要に応じて財団全体での課題共有を図り、女性も活躍できる職場を目指す。

<対策>

- 女性会議の定例化により、セクシャルハラスメントのない職場づくりを行う。
- ハラスメント等の問題の早期解決にむけて、会議の定例化だけでなく、普段からの相談体制の強化を図る。
- 誰もが働きやすく、ハラスメントのない職場づくりのため、定期的な研修や、職員へのアンケートとその内容と啓発の周知を行い、改善に努める。